

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について

平成 26 年 5 月 30 日
財 政 部
市 民 部

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、地方法人税の創設に対応して法人市民税の法人税割の税率を引き下げるとともに、軽自動車税の税率を引き上げる等のほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

ア 公的年金等に係る所得に係る個人市民税の特別徴収制度の見直し

(7) 納税義務者が賦課期日後に市外に転出した場合について、特別徴収を継続する。

(4) 仮特別徴収税額を前年度の特別徴収税額（年税額）の2分の1に相当する額とする。

イ 金融所得課税に対する課税制度の見直し

(7) 条約適用配当等に係る分離課税の対象として、特定公社債の利子を加える。

(4) 上場株式等に係る配当所得等の分離課税の対象として、特定公社債の利子を加える。

(9) 公社債等及び上場株式等の損益通算の範囲が拡大されることに伴い、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る分離課税と上場株式等に係る分離課税に区分する。

ウ 課税標準の計算の細目を定める規定を整理する。

エ 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、贈与又は相続若しくは遺贈の時における規定の整備を行う。

(2) 法人市民税関係

ア 地方法人税（国税）の創設に伴い、法人税割の税率を引き下げる。

【改正前】14.7% 【改正後】12.1%

イ 法人税法において外国法人に係る恒久的施設が定義され、また、恒久的施設を有する外国法人に係る外国税額控除制度及び申告納付制度が設けられたことに伴う規定の整備を行う。

(3) 固定資産税関係

学校法人、社会福祉法人等が児童福祉法（昭和22年法律第 164号）に規定する小規模保育事業及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定子ども園の用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税の非課税の適用等に係る申告手続を定める。

(4) 軽自動車税関係

ア 原動機付自転車、軽自動車及び小型特殊自動車並びに2輪の小型自動車について、平成27年度分から次のとおり税率を引き上げる。ただし、3輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けるものから適用する。

車種区分			改正前	改正後	
原動機付自転車	50cc以下		1,000円	2,000円	
	50cc超90cc以下		1,200円	2,000円	
	90cc超 125cc以下		1,600円	2,400円	
	ミニカー		2,500円	3,700円	
軽自動車及び小型特殊自動車	2輪（側車付を含む。）		2,400円	3,600円	
	3輪		3,100円	3,900円	
	4輪以上	乗用	自家用	7,200円	1万800円
			営業用	5,500円	6,900円
		貨物用	自家用	4,000円	5,000円
			営業用	3,000円	3,800円
	専ら雪上を走行するもの		2,400円	3,600円	
	小型特殊自動車		農耕作業用	1,600円	2,400円
その他			4,700円	5,900円	
2輪の小型自動車			4,000円	6,000円	

イ 3輪以上の軽自動車について、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の税率为平成28年度分から次に掲げる重課税率とする。

車種区分			重課税率	
軽自動車	3輪		4,600円	
	4輪以上	乗用	自家用	1万2,900円
			営業用	8,200円
		貨物用	自家用	6,000円
			営業用	4,500円

(5) 国民健康保険税関係

国民健康保険税に係る課税の特例について、(1)イ及びウと同様の規定の整備を行う。

3 施行期日

- (1) 2-(1)-エ 公布の日
- (2) 2-(2)-ア 平成26年10月1日
- (3) 2-(1)-ウ（東日本大震災に係る課税の特例を整理する部分に限る。） 平成27年1月1日
- (4) 2-(4)-ア 平成27年4月1日
- (5) 2-(1)-イ-(ア) 平成28年1月1日
- (6) 2-(2)-イ及び2-(4)-イ 平成28年4月1日
- (7) 2-(1)-ア 平成28年10月1日
- (8) 2-(1)-イ-(イ)・(ウ), 2-(1)-ウ（東日本大震災に係る課税の特例を整理する部分を除く。）及び2-(5) 平成29年1月1日
- (9) 2-(3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日